

令和4年度菊池市秋の日帰り旅行助成事業【概要版】

1.事業概要

<目的>

新型コロナウイルスの影響により疲弊した本市の観光業の支援及びブランドイメージの向上を図るため、本市を訪れる観光客に対して旅行代金の助成を行うことにより、観光客の誘客促進及び地元消費の拡大につなげ、地域経済の活性化に資することを目的とする

<助成対象期間>

令和4年9月1日～令和4年12月17日

<助成対象者> 下記のいずれにも該当する者

- 宿泊旅行又は日帰り旅行に新規に予約し、期間中に利用した者
- 利用した日に新型コロナウイルス感染症に感染していない者及び感染の疑いがない者
- 九州管内の各県に居住する者。ただし、今後、対象地域を広げる可能性有。
- 利用した日に「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態宣言」対象地域に居住していない者
- ワクチン3回接種済証明等、又は陰性の検査結果通知書のいずれかを提示した者

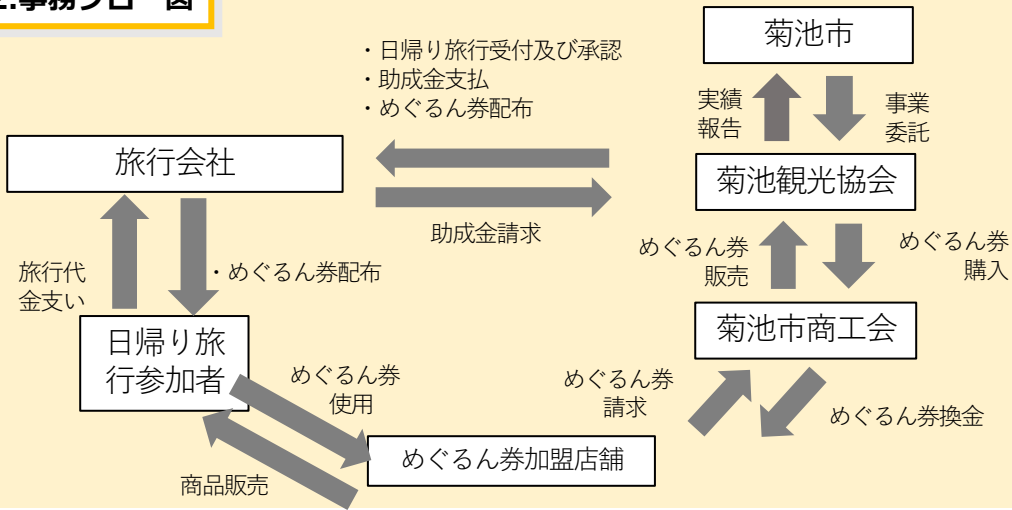
◆日帰り旅行助成

- 宿泊関連事業者（旅行業法に基づく登録旅行者）が主催する日帰り旅行の**旅行代金に2,000円を助成**（消費税・入湯税込）
- 市内共通商品券「めぐるん券」**1人当たり1,000円**を旅行会社より旅行者へ付与
- **観光客1,000名分**を助成
- 国、県その他団体等が実施する同様の割引制度との**併用可能**
- 対象となる日帰り旅行の条件を満たすこと
- 旅行会社は令和4年7月29日～8月6日の期間に参画・希望販売枠（販売人数）を当事業事務局菊池観光協会へ申請する。
- 菊池観光協会は申請のあった旅行会社に対して8月10日までに参画承認・販売枠（販売人数）を報告する。
- 菊池観光協会は定期的に旅行会社へ販売状況を確認し販売枠（販売人数）の調整を行う場合がある。
- 旅行会社は月末締めで販売人数・実施ツアー内容を菊池観光協会へ報告し助成金額を請求する。菊池観光協会は請求金額を確認し旅行会社へ入金する。

<対象となる日帰り旅行の条件>

- 菊池市内で **1人あたり1,000円（税抜き）以上の食事を含むもの**
- 菊池市内を周遊するものとし、**市内観光スポットを2箇所以上訪問**するもの
- 観光客への対応、施設の利用、従業員の管理等において、県が示す基準に従い十分な新型コロナウイルス感染防止対策を行う施設を利用するもの
- 上記内容を満たさないツアーは助成対象外とする。

2.事務フロー図



3.スケジュール

<日帰り旅行助成>

- 令和4年7月20日 契約締結 (菊池観光協会)
- 7月29日 宿泊関連事業者向け説明会 (旅行業者対象) ※HP周知
日帰り旅行助成参画会社受付開始
- 8月6日 日帰り旅行助成参画会社受付終了
- 随時 日帰り旅行助成ツアー販売
(タイミングは旅行会社判断)
- 9月1日 日帰り旅行助成 事業開始

4.リスクレベル毎の対応

○：実施

△：条件付き実施（「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態宣言」対象地域となった場合に予約中止）

×：中止

熊本県 リスク レベル	該当する 状況		各種取扱い方針		
	病床使 用率	重症病床 使用率	新規 予約	既存 予約	めぐる ん券利 用
レベル 4 避けたい レベル	最大確保病床数を 超えた数の入院が 必要		×	×	○
レベル 3 対策強化 レベル	50%	50%	×	△	○
レベル 2 警戒強化 レベル	20%	-	△	○	○
レベル 1 維持すべ きレベル	-	-	○	○	○
レベル 0 感染ゼロ	県内で継続的な感 染が起こっていな い		○	○	○